

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

兵庫県丹波篠山市長

酒井隆明

丹波篠山市条例第39号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２１年篠山市
条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第８条関係）

区分	利用月	児童１人当たりの利用料（月額）	
年度を通し て利用する 場合	各月 （８月 を除 く。）	月曜日から金曜日まで利用する場合	７，０００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	９，２００円
長期休業期 間中のみ利 用する場合	８月	月曜日から金曜日まで利用する場合	１０，０００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	１２，３００円
	４月	月曜日から金曜日まで利用する場合	２，８００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	３，３００円
	７月	月曜日から金曜日まで利用する場合	４，４００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	５，０００円
	８月	月曜日から金曜日まで利用する場合	１０，０００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	１２，３００円
	１２月	月曜日から金曜日まで利用する場合	１，６００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	２，２００円
	１月	月曜日から金曜日まで利用する場合	１，１００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	１，１００円
	３月	月曜日から金曜日まで利用する場合	２，８００円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	３，３００円

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。